

社債、株式等の振替に関する法律第八十一条第一項並びに第八十六条第一項並びに第八十六条第一項の四条	法会社放送法施行令第三条において準用する会社法

（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）	第五条 準用会社法第七百二十条第二項の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に對し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
第四条 社債、株式等の振替に関する法律第八十一条第一項並びに第八十六条第一項並びに第八十六条第一項の四条	第六条 法第八十二条第二項に規定する政令で定める地域は、別表各号に掲げる区域とする。（情報通信の技術を利用して提供）
第五条 有料放送事業者（法第四十七条第一項に規定する有料放送事業者をいう。）は、当該相手方に對し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	第七条 有料放送事業者（法第四十七条第一項に規定する有料放送事業者をいう。）は、当該相手方に對し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
第六条 法第八十二条第二項に規定する政令で定める地域は、別表各号に掲げる区域とする。（情報通信の技術を利用して提供）	第六条 法第八十二条第二項に規定する政令で定める地域は、別表各号に掲げる区域とする。（情報通信の技術を利用して提供）
第七条 有料放送事業者（法第四十七条第一項に規定する有料放送事業者をいう。）は、当該相手方に對し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	第七条 有料放送事業者（法第四十七条第一項に規定する有料放送事業者をいう。）は、当該相手方に對し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）	二 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ（2）に掲げる者（衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニケーション放送を行う基幹放送事業者）がその議決権に占める割合に関する事項
第四条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（準用会社法（前条において準用する会社法）をいう。以下同じ。）第六百七十七条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により提供しようとする者は（次項において「提供者」という。）は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。	三 法第六十四条第一項に規定する受信契約に関する事項
第五条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（準用会社法（前条において準用する会社法）をいう。以下同じ。）第六百七十七条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により提供しようとする者は（次項において「提供者」という。）は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。	四 法第六十四条第一項に規定する受信契約に関する事項
第六条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（準用会社法（前条において準用する会社法）をいう。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。	五 法第六十四条第一項に規定する受信契約に関する事項
第七条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（準用会社法（前条において準用する会社法）をいう。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。	六 法第六十四条第一項に規定する受信契約に関する事項

（資料の提出）	二 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ（2）に掲げる者（衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニケーション放送を行う基幹放送事業者）がその議決権に占める割合に関する事項
第八条 法第一百七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総用会社法第七百二十五条第三項に	一 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ（2）に掲げる者（衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニケーション放送を行う基幹放送事業者）がその議決権に占める割合に関する事項
第五条 準用会社法第七百二十五条第三項に	二 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ（2）に掲げる者（衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニケーション放送を行う基幹放送事業者）がその議決権に占める割合に関する事項
第六条 準用会社法第七百二十五条第三項に	三 法第六十四条第一項に規定する受信契約に関する事項
第七条 準用会社法第七百二十五条第三項に	四 法第六十四条第一項に規定する受信契約に関する事項
第八条 準用会社法第七百二十五条第三項に	五 法第六十四条第一項に規定する受信契約に関する事項
第九条 準用会社法第七百二十五条第三項に	六 法第六十四条第一項に規定する受信契約に関する事項

送法等改正法」という。)の施行の日(平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。
 (罰則に関する経過措置)
第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十四年七月一九日政令第一
 九七号)

この政令は、新非訟事件手続法の施行の日(平成二十五年一月一日)から施行する。

附則 (平成二七年二月二〇日政令第五
 三号)

この政令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附則 (平成二七年二月二〇日政令第五
 四号)

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行す

附則 (平成二七年一月七日政令第二号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年二月三日政令第四〇
 号)抄

(施行期日)

1 この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年五月二十一日)から施行する。

附則 (令和三年二月一九日政令第三五
 号)

この政令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年五月二十一年三月一日)から施行する。

附則 (令和三年一二月一〇日政令第三
 二七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和四年八月三一日政令第二八
 九号)

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。

附則 (令和五年三月一七日政令第五七
 号)

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和四年法律第六十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和五年四月二十日)から施行する。

附則 (令和六年二月七日政令第二六
 号)抄

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

別表
 (第六条関係)

一 東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、長野県及び新潟県の区域
二 愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、石川県、福井県及び富山县の区域
三 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山县の区域
四 愛媛県、徳島県、香川県及び高知県の区域
五 熊本県、長崎県、福岡県、大分県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域
六 宮城县、福島県、岩手県、青森県、山形県及び秋田県の区域
七 北海道の区域
八